

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月31日

【会社名】 アンジェス MG株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号  
彩都バイオインキュベータ4階  
(同所は研究所の所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 財務部長 米尾 哲治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階

【電話番号】 03-5730-7871

【事務連絡者氏名】 財務部長 米尾 哲治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 15,126,245円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
2,815,090,745円  
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われな  
ない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 アンジェス MG株式会社 東京支社  
(東京都港区芝五丁目20番14号三田鈴木ビル5階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年3月25日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使期間」に記載誤りがあったこと、並びに平成28年3月31日に有価証券報告書第17期(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類とし、併せてこれに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

##### (2) 新株予約権の内容等

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成28年3月25日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

第17期連結会計年度(自27年1月1日 至平成27年12月31日)の業績の概要

第17期事業年度(自27年1月1日 至平成27年12月31日)の業績の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### (2) 【新株予約権の内容等】

「新株予約権の行使期間」欄

(訂正前)

新株予約権の行使期間	平成28年4月11日から平成29年4月10日までとする。別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使期間	平成28年4月12日から平成29年4月11日までとする。別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
------------	---

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)平成27年3月30日 関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第1四半期(自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)平成27年5月13日 関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第2四半期(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)平成27年8月12日 関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第17期第3四半期(自平成27年7月1日 至平成27年9月30日)平成27年11月11日 関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成27年3月30日に関東財務局長に提出

## 6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年3月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を、平成27年9月28日に関東財務局長に提出

## 7 【訂正報告書】

訂正報告書(上記6の臨時報告書の訂正報告書)を、平成27年10月13日に関東財務局長に提出

(訂正後)

### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)平成28年3月31日 関東財務局長に提出

## 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、平成28年3月31日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年3月25日)までの間において、以下のとおり追加すべき事由が生じております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(平成28年3月25日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

事業等のリスク

<後略>

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(以下「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月31日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月31日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

事業等のリスクの全文削除